

発信者情報開示の在り方に関する研究会（第8回）

1 日時 令和2年10月12日（月）10時00分～12時00分

2 開催形式 総務省第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）構成員

曾我部座長、鎮目座長代理、上沼構成員、大谷構成員、北澤構成員、栗田構成員、
清水構成員、北條構成員、丸橋構成員、若江構成員

（2）オブザーバ

法務省民事局 大野参事官

最高裁判所事務総局民事局 西澤局付

（3）総務省

谷脇総務審議官、竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、吉田総合通信
基盤局総務課長、梅村データ通信課長、片桐消費者行政第一課長、小川消費者行
政第二課長、高田消費者行政第二課企画官、中川課長補佐

（4）発表者

ヤフー株式会社 畠山氏

LINE株式会社 兼保氏

4 議事

（1）事業者ヒアリング

（2）最終とりまとめに向けた主な論点について

（3）意見交換

【曾我部座長】 本日は皆様、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。
ます。

定刻となりましたので、発信者情報開示の在り方に関する研究会第8回会合を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。

それでは、冒頭、カメラ撮りがございますので、少々お待ちください。

(報道カメラ撮影)

【中川課長補佐】 では、会議冒頭カメラ撮りの報道関係者が退室いたしますので、しばらくお待ちください。

(報道カメラ退室)

【曾我部座長】 では、事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項について御案内がございます。よろしく申し上げます。

【中川課長補佐】 事務局の総務省、中川でございます。

では、ウェブ開催に関する注意事項を幾つか御案内させていただきます。

まず、本会合の傍聴者につきましては、ウェブによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。このため、構成員の方々におかれましては、御発言に当たってはお名前を必ず冒頭に御言及いただきますようお願いいたします。ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外にはマイクをミュートにして、また映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。

自由討議等におきまして御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、座長から御指名をさせていただきます。

発言する際にはマイク及び映像をオンにして御発言をお願いいたします。終わりましたら、いずれもオフに戻してください。

また、システムの都合上、大変申し訳ございませんが、接続に不具合がある場合には速やかに再接続を試していただきますようお願いいたします。その他チャット機能で随時、事務局や座長宛てに御連絡いただければ対応させていただきます。

注意事項は以上になります。

なお、本日、垣内構成員と前田構成員、またオブザーバの文化庁が御欠席と伺っております。

もう1点、資料に関する注意事項がございまして、本日、資料8-1でヤフー株式会社様から資料の提出をいただいておりますが、こちらは構成員限りの資料と一般傍聴用の資料の2種類ございまして、構成員限りの資料は席上配付のみとさせていただいております。5ページ目に構成員限りの情報を記載されておりますが、その部分につきましては言及されないよう御注意をお願いいたします。

それでは、これ以降の議事進行は曾我部座長にお願いしたいと存じます。

曾我部座長、よろしくをお願いいたします。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、まず、議題1としまして、コンテンツプロバイダからのヒアリングということでヤフー株式会社及びLINE株式会社より、発信者情報開示に関する実務の現状及び検討中の論点に関する御意見について御説明をいただき、それぞれ質疑応答いたします。

その後、議題2としまして、事務局から最終とりまとめに向けた主な論点を御説明いただき、それについて構成員の皆様方から御意見等をいただければと思います。

そうしましたら、まず、ヤフー株式会社様より御説明をお願いします。

【ヤフー株式会社（畠山氏）】 ヤフー株式会社の畠山でございます。よろしくをお願いいたします。

「新たな裁判手続について」と題しまして、コンテンツプロバイダからの意見を少し述べさせていただきますと考えております。

目次としまして、まず、現行のプロ責法における弊社の対応状況と、それをベースにしまして、「新たな裁判手続」についての意見という形で2つ述べさせていただきますと考えております。

まず、「根拠規定と被害者の取りうる方法」は既にこの検討会においても議論がなされているところですので、あまり詳細に触れない形にしたいと思いますけれども、弊社のようなサービスプロバイダのほうで、まず投稿の削除請求と開示請求を受けることがあります。特に今回議論となっておりますのが、後段の発信者情報開示請求のほうです。「二段階の発信者情報開示請求を経る必要あり」というところで、サービスプロバイダ、いわゆ

るコンテンツプロバイダに対しての請求と、接続先のプロバイダ、いわゆるアクセスプロバイダに対しての請求という形で二段階の開示請求がなされます。加えて、もう一段階、もう二段階加わることもあるんですけども、現状、少なくとも二段階は請求する必要があるということになっております。

「発信者開示請求における法律上の課題と解決策」のスライドで、現状の課題を改めて整理させていただいたんですけども、1つ目にありますように、一番大きい課題の一つとしては、接続先プロバイダに対して請求した時点でログが消去されているというところ です。こちらに対しては、既存の制度ではなかなか解決が難しいですが、サービスプロバイダに請求があった時点で接続先プロバイダのログ保存を実現できたら、一定程度解決ができるのではないかと考えております。

2つ目に関しましては、やはりどうしても請求が二段階になってしまい、被害者の救済という観点から言うと、非常にコストが大きくなってしまっているのではないかと考えております。特に同じ論点を扱う際においては、両プロバイダ、つまり接続先プロバイダとコンテンツプロバイダに対して、一度に請求できるほうがいいのではないかと思います。

以上の2点については、既に検討されている非訟手続の中で実現できるものになっているのではないかなと考えており、それに関しては非常に賛意を示すところであります。

3つ目に関しましては、少し別の議論ではあるんですけども、どうしても「権利侵害の明白性」という要件を、接続プロバイダも一緒かもしれないんですけども、コンテンツプロバイダが判断するのは難しいということに現状はなってしまう、任意開示が進んでいない理由でもあると思います。そのために、裁判上の請求にどうしても発展せざるを得ないケースがあるのかなと考えているんですけども、こちらに関しましては、例えば民間相談機関を設置することで解決できないかなと考えております。具体的には、削除や発信者情報の開示に関して民間相談機関に権利侵害の明白性を判断するための一つの判断材料として御相談いただいて、その中で要件該当性を判断し、その結果、プロバイダが開示や削除をしていくということは自動的にできるのではないかと考えております。

「削除及び開示の対応件数」は構成員限りになってしまう数値なので、紹介は割愛させていただきますが、現状、弊社での対応がこのぐらいの実数になっております。

「新たな裁判手続きに期待すること」に移ります。今の数値について、何を一番申し上げたかったかという、我々プロバイダの実感としては、申し立てられる仮処分、あるいは本訴の開示請求や削除請求のうち、却下されたり、あるいは裁判官の心証開示により取

下げられたりと、要するに開示や削除が認められなかったというケースが少なくないことが実数でも分かると思っております。手続の流れの中では、プロバイダが一定程度、通信の秘密等の観点もありますけれども、主張・立証するということが現状の立てつけになっておまして、もちろん意見照会をして発信者の意見を反映すること等もあるんですけども、多くはやはりプロバイダのほうで主張・立証を組み立てるということがほとんどになっております。

その結果、取下げや却下ということで開示や削除が認められないケースが多いという実態に鑑みると、プロバイダ関与の意義というところは一定程度、現状でもあるのではないかなと思っております。例えば、プロバイダの関与には濫訴や不当な開示を一定程度防止する機能があるのではないかなと思っております。そのため、こうした役割を担うのがプロバイダであるべきなのかという議論は既になされているところではありますが、当然、そうした役割を担う誰かが必要であることを前提として間違いないかなと思っておりますので、現状の手続の流れの中で防止されている不当な開示等の観点というのは間違いなく担保されるようにしていただきたいなと思っております。

次のページに移ります。その上で、先ほど申し上げたように、弊社においては削除請求と開示請求が同時に来るケースもありますし、別々に来るケースもあるんですけども、削除請求と開示請求が同時になされた際には、基本的には同じ判断がなされるケースが多いです。これは非常に重要と思っているんですけども、削除と開示については、開示には明らか要件がついているので別の要件にはなっているんですけども、基本的な判断は同じものになります。そのため、開示と削除は同時に認められる、あるいは同時に認められないということが、運用実態としてあるのかなと思っております。そうすると、被害者救済という観点から言いますと、開示の手続を一本化する際に、削除の手続もやはり一本化して残しておいたほうがいいのではないかなと思っております。

具体的に申し上げますと、現状、仮処分の中で削除と開示が同時に来ているケースが多いので、それを例えば開示は削除とは別に非訟手続という形で分けると、少しそこは課題が出てくるかなと思っております。両者を非訟手続の中で扱う等の一回的な解決を図る仕組みが被害者救済の観点から望ましいのではないかなと思っております。

次のページです。こちらが現状のイメージを図解しているものになります。あくまで弊社の理解ではあるんですが、左のほうでログ保存手続をするということで、サービスプロバイダに請求があった段階でアクセスプロバイダに対して保存請求、保存命令を受けた上

での保存要請をかけていくと。右上のほうの非訟手続の中で、現状議論されているところ
と思いますけれども、権利侵害の明白性判断をし基本的には一回的な解決を図ると。

不服がある場合には、下のほうのいわゆる裁判上の請求に移るところで、もう一
つポイントがあるとすると、右上の非訟手続だけではなく、右下に書いたように、いわゆ
る本訴、裁判上の開示請求になった場合においても、サービスプロバイダとアクセスプロ
バイダへの請求を一つの訴訟の中で一回的な解決をできるようにしたほうがいいのではない
かなと思っております。

最後になるんですけれども簡単に、ログインIPの論点についてです。本研究会でも扱
われていて構成員の方々から既に出ている意見かなと思っておりますが、サービスプロバイダと
しましても、全てのログインIPを開示の対象と認めてしまうところは、やはり通信の秘
密等の観点からもそうですし、サービスプロバイダの対応コストから鑑みてもあまり現実
的でない側面はあるかなと思っております。もちろん投稿時のIPを保持していないケー
スに関しては必要性が認められるというところは理解しておりますが、投稿時のIPを保
持しているようなケースに関して幅広く全て認めてしまうというところは少し課題がある
かなと思っております。補充性という形の要件を入れるかどうかは少し議論があるのか
なと思っておりますけれども、少なくとも投稿時のIPを保持しているようなケースにつ
いては、認める必要性はあまり高くないのではないかなと思っております。

後段の「新しい訴訟手続関連」というところです。アクセスプロバイダをコンテンツ
プロバイダからIP・タイムスタンプ等で特定していく際に課題があるのではないかという
議論も既に出ているところかなと思っております。コンテンツプロバイダ側としても、例
えば特定をしてくださいと仮に言われた際に、いわゆるWhois情報から特定をしていく
というところで一定程度のことはできるのかなと思っているんですけれども、どうし
てもできないケースがあるというところは確かに実態としてあると思っております。
ポイントとしては、現状特定できないものについては当然できない、請求者代理人等
がやっても立件は当然できないと思っておりますけれども、そうした知見やノウハウ
を共有する場所があってもいいのではないかなと思っております。例えば、実務者
運用ガイドラインのイメージで、実務者同士で検討する場所を設けて、被害者救済
のために特定に関する知見をきちんと共有するほうがいいのではないかなと思
っております。

次の「実体法上の開示請求権の必要性」ですけれども、裁判上の請求も想定されていま
したし、任意開示請求と、任意開示促進も必要と思っておりますので、弊社としては開示

請求権というのは現状必要と思っております。

簡単ですけれども、以上でございます。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。

続きまして、LINE株式会社様より御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

【LINE株式会社（兼保氏）】 LINE株式会社の兼保と申します。よろしく願いします。

私のほうからも事業者としての実務の観点で申し上げたいと思います。資料ですけれども、2ページ目、表紙をめくっていただきまして、削除請求と発信者開示があるというふうにヤフー様からも御説明いただきましたけれども、本日は発信者情報開示のほうに絞って御説明します。

件数に関しては、ここでも非開示というふうに書かせていただいておりますが、LINEに対して発信者情報開示というのは、実は非常に少ないということで、単年度とか、最近のトレンドで見るとちょっと傾向というものは申し上げられないので、過去の事例を全部引っ張っていろいろ見てまいりました。これまでの経験から申し上げますと、開示したケースということでいうと、仮処分の場合は開示のケースがございますけれども、任意開示ということで言いますと非常にレアケースというふうになっております。

内訳ですけれども、著作権のことももちろんあるんですけど、多くはプライバシー侵害というようなところが多かったと思います。プライバシー侵害の内容としては、名誉毀損とか侮辱とか、平たく言うと、誰それにけなされたみたいなことが多かったというふうに思っております。

おめくりいただきまして、裁判外で任意開示したケースというのは非常にまれですし、それが開示できるかどうかというところの判断が事業者でつくかというところなんですけど、これも先ほどヤフー様からも御説明がありましたように、明らか要件、その他ございますが、そういったものの中で私どもが判断しますと。例えば、難しい難しいというふうに言われる著作権侵害、これがどのキャラクターを著作権侵害しているのかとか、どのIPの著作権侵害なのか、あるいはそこから許諾を受けているのかなどの判断も非常に難しいんですけど、より名誉毀損というのは客観性がなくて、これを判断するのは事業者にとって非常に難しいというふうに思っております。ふだんの実務の中でもこれは非常に判断が難しいということになっています。ですので、やはり裁判所の判断を仰いで、これどう

なのかというところをアドバイスを受けるというような心持ちで裁判所の判断を仰いでいくというようなところが実務でございます。

とはいえ、裁判所で出た結果に対して、実は仮処分後に争ったケースということも、非常にレアでございますけれどもございます。詳細は非公開の手続なので控えますが、そういったケースもあるということが事実としてございます。これが振りといいますか、事実として。今回、この会議で非常にいい議論をされているのを毎回私ども傍聴して聞いておりますし、非常にいい形の御議論をされているというふうに感じておりますが、このような権利侵害に関して被害者を迅速に救済する手続について検討されることについては、非常に賛成だというふうに私どもも考えております。

ただ、コンテンツプロバイダというのは、弊社の規模でしたら、もしかしたら何らかしらできるということもありますけれど、弊社もここに来るまでに十何年会社を続けておりますけど、スタートアップの時代のこととか思い返してみると、あの頃に、今、皆様がお話しされているようなことが、果たして全て受け切れたらどうかというふうに考えると、なかなか苦しかったかもしれないなというところもありまして、あるいは身の回りの同業他社と話をしている中で、なかなか難しいのかもしれないなというようなところもありますので、そこは現実的な制度設計をしていただくというようなところが必要だろうというふうに思います。

特に、総論の3点目になりますけど、複数の事業者が関わるケースというのがあろうと。こういうときにどうするのかというところは、もちろん事業者間での調整みたいなところもあるんでしょうけれど、ここら辺の制度設計みたいなものも視野に入れていただけると非常に助かります。

ちょっと各論ですけれど、おめくりいただきまして、裁判所による命令の創設ということで、例えば、今皆様の中で御議論されている一つの論点に、コンテンツプロバイダはIPアドレスをログとして保持しているの、そこからアクセスプロバイダを特定することが可能じゃなかろうか。それはコンテンツプロバイダにお願いすればいいんじゃないかというような議論があったかと思えます。

これについては、技術的に不可能ではないとは思いますが、ただ、それはそれとして、じゃあそのコストは誰が負担すべきなのかとか、あるいは例えば最も一般的な手続といいますか、手法として、Whoisみたいなもので事業者を、アクセスプロバイダを特定するという方法が考えられますけれど、そもそもWhoisの情報って信じられるんでしたっ

けとか、あるいは幾つかアクセスプロバイダが出てくると、例えばIPアドレスではここが出てきて、今、電話番号の開示もありますので、電話番号の情報を引っ張ってみると、逆にこっち側の事業者が出てくるというような、幾つか出てきたときに、果たしてそれを複数箇所にどういう背景でもって聞きに行くのかとか、開示するのかといったようなことがやっぱり事業者のほうではまだまだ迷う部分があるんじゃないかなというふうに思っております。

また、それらを調べたときに、もちろん事業者としてやるということであれば、そこはやっていくことになると思うんですけども、間違えてしまったとか、あるいは先ほどのWhoisの誤記、あるいは登録間違いみたいなものもひっくるめて誤開示、あるいは何らかの不備があったときに、それは誰の責任かというようなことも考えられるかと思いません。

そこにはやっぱり事業者として負わなきゃいけない部分の責任はあるとは思いますがけれど、ある程度の免責みたいなものをいただかないと、なかなか実務としては難しいんじゃないかなというふうに思うわけです。これは、もちろん先ほど申し上げましたように、今の私どもの事業規模、責任ということであれば、もちろんやらなければならないという責任感も分かるんですけど、スタートアップのような会社、スタートアップの時期にこのような規定といたしますか、責任を負わされることはなかなか重いのかなというふうに思いまして、これが日本のインターネット事業者にとっての事実上の参入要件みたいなことになってしまうと、なかなか産業としても苦しいんじゃないかなというふうに思うわけです。ですので、ここについては、やはり一定の免責をぜひ御検討いただければというふうに思っております。

おめくりいただきまして、大体しゃべっちゃいましたかね。最後のページに行っちゃいましょうか。もう1枚いただきまして、最後の裁判外開示ですかね。ここについては、ちょっとだけ補足をしますと、先ほどちょっと触れましたけれど、裁判外は一定の開示ということに関して、今、廃止すべきか、いやいや残すべきかみたいな議論が前回、前々回ぐらいにあったかと思いますが、事実上、私どもも裁判外での開示は非常に難しいというふうに感じていまして、その期間、例えば発信者に対して情報照会が来ていますけれどもというふうな確認を取るコストというか、実務のコストはやっぱりかかっている。だけれど、やっぱり事業上、開示していいかどうかは分からないので、本人が開示したくないというふうに言ったら開示しないという判断になりがちだというようなところもひっくるめて、

制度として機能していないとは言わないですけど、あまりそこでの開示ということは行われていないというのが実務だと思います。ただ一方で、皆様の御議論にもありましたように、それが何らかの権利であって、その権利を保護するための制度上やっぱり手続を踏まなきゃいけないんだということも理解できます。ですので、ここについてはどうしようという主張は実はないんですけど、やっぱり裁判外の開示については、実務としてはほとんど機能していないといえますか、開示することはなかなかできないというようなところを踏まえてどうかという御議論をぜひお願いしたいというふうに思っております。

ポイントを絞っての御説明になりましたけれども、弊社からは以上です。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。そうしましたら、ただいまのヤフー株式会社様及びLINE株式会社様からの御説明に対して、構成員の皆様方から自由に御質問、御意見等をいただければと思います。大体20分弱程度になるかと思っておりますけれども、御意見等ございましたらよろしくお願ひします。

栗田構成員から御希望いただいておりますので、よろしくお願ひします。

【栗田構成員】 栗田です。よろしくお願ひします。

1つ目は、1つは発信者に連絡がつく場合もあると思うのですが、どのくらいの数、意見照会しておられるでしょうかという質問です。

2つ目は、任意開示及び任意削除にはどのくらい応じておられるかという質問です。どちらも具体的な数ではなく、ざっくりした印象で構いませんので、お答えいただけますと幸いです。

以上です。よろしくお願ひいたします。

【曾我部座長】 そうしましたら、ヤフーさん、LINEさんの順番でお願いできますでしょうか。

【ヤフー株式会社（畠山氏）】 ヤフーの畠山でございます。まず、意見照会に対する連絡がつく割合とか件数、こちらはどれくらいやっているかというところなんですけれども、削除と開示で言いますと、まず、開示におきましては義務であるということになりますので、基本的に全件意見照会をしているというところになります。削除に関しましても、我々としては、できるだけ手続としては、発信者の意見を反映するべきというふうに考えておりますので、特に訴訟になった場合、仮処分を含めてですけども、に関しましては、全てこちらも意見照会しているというふうになります。

ただ、その中で返信率がどれくらいかというところ、コンテンツプロバイダは、接続先プロ

バイダに比較しますと、メールアドレスのみ保有しているケースであったりとか、連絡先手段が少し限られているというケースも多いのかなと思っておりますので、そこまで返信率が高いものではないという実感もございます。

任意開示と任意削除に関しましては、任意削除に関しましては相当数、すごい多いというわけではないんですけども、一定程度行っているものになります。一方で、任意開示に関しましては、LINEさんのお話にもありましたように、件数としては多くないというものになっております。

ただ、だからといって任意開示は意味がないかということになりますと、我々としては、できるだけ任意開示を進めたいというふうには考えておりますので、具体的にどういった場合であれば任意開示ができるのかといったところを実務者間で今も検討しているところになりますので、できれば今後そうした任意開示の数も上がっていくといいのではないかなと思っております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、LINEさん、いかがでしょうか。

【LINE株式会社（兼保氏）】 任意削除と任意開示の意見照会ということでいうと、任意削除のほうは、すみません、今手元にデータがないんですけど、これはたしかほとんどやっていたかと思います。任意開示についても意見照会、これはほぼ全件やっているというふうに理解しております。全件というのは、裁判に至ったケースとかでも発信者に意見照会をかけています。ですので、発信者がその場で嫌だとかいいとか言ったところで裁判所からの仮処分に従うことになるんですけども、一応、裁判のケースでも意見照会をかけているところですよ。

【曾我部座長】 栗田構成員、よろしいでしょうか。

【栗田構成員】 任意削除や任意開示等についてはいかがでしょうか。

【LINE株式会社（兼保氏）】 任意削除は、件数はあります。任意開示は、先ほど申し上げたようにほとんどケースがないんですけども、ここも意見照会、書き込み者に対して意見照会をかけて、出してもいいというふうに言っていたケースがあって、これは書き込み者が出してもいいと言うんだから、出してもいいんじゃないかということで開示したケースはございます。ただ、私の説明でもさせていただきましたけれども、明らか要件みたいところはなかなか事業者で判断がつかないということもありまして、事

業者のほうで判断がつかないので、裁判所の判断を仰ぐというようなステップを通常は踏みます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そのほか御意見、御質問ございますでしょうか。

そうしましたら、清水構成員、丸橋構成員の順番でお願いします。

【清水構成員】 清水です。貴重な御説明ありがとうございました。LINE株式会社に御質問なのですが、4ページの「新たな裁判手続について」と書かれている総論の部分の2つ目、先ほどの説明では、スタートアップの事業者にとって難しい点があるのではないかという話をされていたんですが、どの辺り、どういう点が難しいと感じていらっしゃるのかという点を教えていただきたいなと思っています。

3つ目の点で複数の事業者が関わるケースなど書いていますが、これはどういう場合を想定しているのかというところも教えていただければと思います。MVNOとかそういうものなのか、それ以外のものなのかというところを教えていただければ助かります。

以上です。

【LINE株式会社（兼保氏）】 LINEの兼保です。2つ御質問いただきましたけど、2つ目の説明をしてから1つ目の説明をしたいと思います。

2つ目の御質問が複数の事業者が関わるケースということなんですけど、例えば先ほど私の説明でも申し上げたように、IPアドレスと電話番号で違う事業者だった。あるいは書き込みが複数にわたっていて、1個目の書き込みと2個目の書き込みでIPアドレスが違って、それぞれ違うアクセスプロバイダでしたみたいな、複数の事業者が関わるというようなことが考えられるというふうに思っています。一連の誹謗中傷の書き込みが3件4件と連なって、それぞれのIPアドレスが違うケースです。

こういうケースで、先ほど私どもも仮処分が出た後に控訴したことがあると申し上げました。私どもの視点でいうと、それはちょっと不当なんじゃないかということで抗議したということです。例えばそういうケースで、複数事業者が関わったときに、自社の価値観で自社のログに関してこれはちょっとなかなか開示が難しいというようなことになったときに、もう1回裁判するとかという問題があります。さらに、じゃあ5者関わっていたら、5者みんなでやるんではなかったかというところもひっくるめて、複数事業者が関わる時はなかなか難しかりょうというふうに思うわけです。

1個目の質問に戻りますと、そういう制度設計も考慮しますとなかなか難しいところも

あります。うちはちょっとそういう時期はなかったですけど、例えば数人でマンションの一室のようなところでプログラムを作っているような、そういうようなスタートアップ事業者にとって複数の裁判になってしまうというのは難しいのではないかと。か、あるいは、具体的に申し上げると、例えばWhoisをたたくくらいであれば、ネットでたたくだけでいいじゃんというようなことかもしれないですけど、果たしてその登記が正しいのか、そこに連絡がつかないとき、あるいは裁判所にその情報を渡しても、裁判所がそこに連絡つかなかったといったケースでもう一度差し戻して、もう少し調べてほしいと言われるみたいなことをちょっと想定したときに、それはちょっとトゥーマッチなんじゃないかというふうに思うわけです。

どこまでをコンテンツプロバイダがやるべきなのかという、1回調べてWhoisのものをコピーして裁判所に渡すだけだったらできるかもしれないけどみたいなところの切り分け及び、2度3度とかという裁判、あるいは複数の事業者が関わったときの調整等々もひっくるめてどうすべきなのかみたいなのはもう少し整理をしていただかないと、実務を行っている事業者としてはイメージがつかないんじゃないかというところもひっくるめて書かせていただきました。

以上です。

【曾我部座長】 清水構成員、よろしいですか。ありがとうございました。

では、丸橋構成員、お願いします。

【丸橋構成員】 まず、LINEさんに確認したいんですけども、LINEに対しては非常に少ないと書いてあるんですが、1ページ目ですかね。ここで言っているLINEというのは、LINEのトークのことなんでしょうか。LINEのトークだと、今まで私が理解している形だとプロ責法上の特定電気通信役務提供事業者にならないというふうに理解していたので、逆に少ないどころか、あつたらおかしいのではないかと思っていたんですけども、ここでいろいろ御説明をいただいた開示のケースというようなものの対象サービスについては、具体的サービス名じゃなくてもいいんですけども、どれを指しているのか教えていただけたらと思います。

あと、ヤフーさんのほうもひょっとしてサービスに知恵袋みたいな上位の投稿型サービス以外に、ちょっと特色として違ったサービスがあるのであれば、それが今回の御説明に何か意味があるほどの数字だとか考え方に影響が出ていたりするのか、あれば教えていただけたらと思います。

【曾我部座長】 ありがとうございます。では、まず、LINE様のほうからよろしいですか。

【LINE株式会社（兼保氏）】 LINEの兼保です。おっしゃるとおりLINEのトーク、私どもトークというふうには言っているんですけども、トゥーンだったり、グループトークだったりみたいなものは対象ではないというふうに考えております。一方、皆様が御利用になられているかどうかちょっと分からないですけども、LINEにはタイムラインと言ってフェイスブックのタイムラインみたいなサービスだったり、あるいはオープンチャットと言ってちょっとした掲示板サービスみたいな形なんですけれど、みんなのできるグループトークみたいなものがございまして、ここはオープンな場というふうになっています。ですので、そこに対しては開示請求がかけられるというような立てつけになっております。会社としての経験は、9月いっぱい惜しまれながら閉じた「NAVERまとめ」というサービス等がございまして、そういった経験もひっくるめて、いろいろな経験の中で今日の意見を述べさせていただきました。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。すみません、確認ですけど、今日の御説明の中には「NAVERまとめ」とか、そういうのも含まれているということではよろしいんですか。

【LINE株式会社（兼保氏）】 件数としては申し上げられずちょっと申し訳ないところがありますが、経験としては、そういったところも考慮してお話をしています。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

続きまして、ヤフー様、お願いします。

【ヤフー株式会社（畠山氏）】 ヤフーでございます。御質問ありがとうございます。基本的におっしゃっていただいたように知恵袋であったりとか、それ以外にも弊社におきましては、ニュースの下の欄にコメントがつけられると思いますけれども、そういったニュースコメント、ヤフーニュース上のコメントと、あとは少し昔ながらではあるんですけども、掲示板サービスとして、ファイナンス掲示板という株式掲示板のサービスも運営しておりますので、そうした3つくらい大きいサービス、その他にも打ち込みサービスが幾つかあるんですけども、おおむね今回、書面や裁判として議論させていただいているのは、そうした3つのサービスが多いのかなと思っております。

それぞれ違いがあるかというのと、サービス上の違いはあって、例えばファイナンスであ

れば株式等に関する意見ですので、会社から事実無根であって、それが株式に影響を及ぼすようなことであるとして申立てがあるようなケースであったりとか、そうした申立て内容の違いはあるんですけども、ここの議論の中で、例えば手続が変わるであったりとか、そうしたことへの影響というのはないのかなというふうに思っております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。丸橋構成員、よろしいですか。

【丸橋構成員】 ありがとうございます。

【曾我部座長】 続きまして、若江構成員から御希望いただいておりますので、お願いします。

【若江構成員】 ありがとうございます。若江です。お二方にお伺いしたいと思っているんですけども、私、開示命令まで非訟手続とした場合に気になっているのが、異議訴訟への移行可能性はどのくらい担保されているのかという点です。発信者が異議申立を希望していても、意向を反映させる手だてがないと絵に描いた餅になっちゃうんじゃないかなと思って不安なんですけれども、先ほどCPの中でもいろいろな規模の事業者がいて、対応もいろいろ異なるというような話もあったんですけども、開示命令が出て、発信者が異議申立を希望した場合に、その意向を反映するには、どのような手だてがあれば現実的だなというふうにお考えなのか、もし何かアイデアがあれば教えてください。よろしくお願いします。

【曾我部座長】 発信者の意向をどう反映するかということかと思えますけれども、では、ヤフー様、LINE様の順番でお願いしてもよろしいでしょうか。

【ヤフー株式会社（畠山氏）】 ヤフーでございます。ありがとうございます。そうですね、我々においてのあくまで議論かもしれないんですけども、数字も少し出させていただいているように、基本的に我々としては主張・立証を尽くすという姿勢で発信者の意見を反映するのはもちろんですし、我々自身として、やはりこれは名誉毀損が成立しないのではないかということに関しては、きちんと一定程度意見を述べさせていたいただいているということもあって、裁判上請求が認められないケースも一定程度ありますし、加えて仮処分の命令が出た際においても一定程度、これはちょっと問題がある判断ではないかというケースに関しては、現状の手続の中でも異議や抗告という手続に進むケースも一定程度あります。なので、あくまで我々に関してということになってしまうかもしれないんですけども、非訟手続になった場合に異議等の手続を踏まないかということ、我々においては

一定程度踏むケースが出てくるのではないかなというふうには思っています。もちろん、その中で発信者の意見というのはきちんと反映させていただくという形になるのかなと思います。

ただ、おっしゃっていただいている懸念というのは、そうしたケースではなくて、どちらかというと中小のプロバイダも含めてですけれども、手続をそういった意味ではあまり踏まないようなプロバイダというのも一定程度あるということによる懸念かなと思っておりますので、そこに関する担保というのは、法律上の制度というよりは、きちんと運用レベルでの担保になるのかなというふうには思っておりますので、例えば先ほど申し上げたような実務者同士での開示ですね、被害者救済においてきちんと特定するためにはこういうふうなやり方をしたらいいですよとか、あるいは発信者からこういう意見が来たのでどうしようみたいなところをきちんと相談機関として受け付けたりとか、それを実務者同士でこれはきちんと手続として争うべきではないかということ意見を交換できるような場があれば、それは法制度上の担保ではなくて、運用上の担保とするほうが望ましいのではないかなというふうな私見ではございます。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

続きまして、LINE様、いかがでしょうか。

【LINE株式会社（兼保氏）】 LINEの兼保です。非常に難しいことだなというふうに思っています。もちろん発信者に対して意向を確認するといいますか、弊社もほぼ全件やっていますと申し上げましたように、開示請求が来たときに、発信者にどうしますかというふうに聞くということは非常にいいことだというふうに思っています。ただ、その手続に対しても、やっぱりコストがかかるというときに、このコストの負担って果たして誰がすべきなのかというのがよく弊社の中で議論になることなんです。

もちろん悲惨な、誰が見てもこれは誹謗中傷に近かろうというようなものに対しては、今回の議論にあるように救済すべきというふうになりますけれど、ある種そうではなくて、事業者に対する嫌がらせまでは言わないですけれど、多様な価値観を示すような情報に対して発信者開示請求をして、発信者に対して意向を確認するみたいな手続が間々あります。そういったものに対して私どもが、事業者がそのコストを持ち、それを通常利用している方にコスト還元しなければならないわけです。事業としては、そのときに果たしてそれって正しいだろうかというふうに考えると、例えば個人情報の開示のときなどを参考にする

と、ああいうものは請求者に対してコスト負担を求めるみたいな考え方があると思いますし、あるいはコンテンツプロバイダがこれをやらずに、裁判所のほうにこういった手続一切をお任せするという考え方もあるかと思いますが、ちょっと私ども事業者としては、コスト負担の部分をどのようにするのかというところは非常に気になるところではございます。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

ちょっと時間の関係もございますので、この部分は以上とさせていただきます、議題2のほうに移らせていただきます。最終とりまとめに向けた主な論点について、事務局より御説明をお願いいたします。

【中川課長補佐】 事務局の総務省、中川でございます。

それでは、資料8-3に沿って御説明させていただきます。非常に大部ですので、時間の関係もあり、前回までの資料からの変更点のところをメインにかいつまんで御説明させていただきます。と思っています。

まず、3ページ目を御覧ください。検討すべき論点として4つ掲げております。これまで検討してきたログイン時情報の取扱いについてが1つ目。2つ目ですが、ここが新たに「請求権構成について」というタイトルで、これまで請求権を残すのか、あるいは非訟手続に置き換えるのかといった話、これは議論の前提となっておりますので、ちょっと順番を変えて、2番目の大きな論点として移行させてつけております。3番目がこれまで検討してきた新たな裁判手続について。4番目が裁判外開示についてという順番で資料を整理しております。

4ページ目を御覧ください。まず、ログイン時情報の取扱いについてですが、追記したところだけ簡単に御説明させていただきます。4ページ目は2ポツ目について新たに追記をさせていただきました。

次に、6ページ目でございますが、1ポツ目の後半部分、被害者側の立証が難しいのではないかというような論点を追記しております。

さらに飛んでいただきまして、10ページ目でございますが、ここは2ポツ目のところのみ追記をさせていただきました。ログイン時情報を追記した箇所が少ないので、これで説明を割愛させていただきます。

続きまして、14ページ目、お願いいたします。2番目は請求権構成についてという

ころでございます。このページは丸々新規追加でございます。先ほど申し上げましたが、実体法上の請求権に代えて非訟手続とする考え方、こちらを案1としておりまして、もう一つが請求権を残したまま、これに加える形で非訟手続を創設する場合、これを案2として、この2つの利点を記載しております。

案1、請求権に代えて非訟手続を設けた場合の主な利点としては、①ですが、手続全体が簡略化されて迅速な開示が可能になるのではないかと。②として、制度の組合せの選択肢が簡潔となるといった利点があるのではないかと書いたことを書かせていただきました。

案2ですが、請求権を残して、それに加えて非訟手続を設ける考え方の利点でございますが、この場合、原則としては非訟手続において迅速な解決を図り、非訟手続に異議がある場合には、訴訟手続に移行して慎重な審理を行うというプロセスが想定されると考えております。

この場合のメリットとして7点ほど書かせていただきましたが、①として、争訟性が低い場合には、非訟手続限りで早期解決が可能であります。また、②から⑤ですが、訴訟手続が確保されることによる権利利益の手続保障の確保が可能であるというものがございます。また、⑥ですけれども、現行法と同様に請求権に基づいて裁判外開示が引き続き可能であるということなどが挙げられます。

下のポツの点ですけれども、前回までの御議論でログが保存されているのであれば、開示判断については非訟ではなく訴訟手続、現行法と同様に訴訟が望ましいという御指摘がございました。この点についてどう考えるかという論点でございます。この点、発信者の権利利益の確保と、迅速かつ円滑な被害者の権利利益という両者の目的を両立した制度設計が求められる中では、やはり非訟手続を創設した上で開示可否について一つの手続の中で判断することといった制度設計を具体的に検討すべきではないかという論点を追記させていただいております。

続きまして、18ページ目までお願いいたします。非訟手続の利点と課題の整理でございます。中間取りまとめまで非訟手続のメリデメというものを一定程度示させていただきましたが、これまで出てきた御意見を追記しております。①でございますが、事案に応じて、柔軟に書面審理や口頭審理など適切な手続を活用することによって迅速な判断が可能ではないかと。②ですが、裁判所が一定程度後見的な役割を担うことで、発信者の権利利益の保護を図ることが可能ではないかといった利点を追記しております。

また、デメリットとしては、非訟は原則として非公開であるため、開示可否に関する論

点の蓄積が図られない可能性があるのではないかとといったことも追記しております。

続きまして、21ページ目と22ページ目には、それぞれ案1、案2の比較をしたフローと一覧表みたいなものを追記しておりますので、適宜御覧いただきますようお願いいたします。

さらに飛んでいただきまして、27ページ目をお願いいたします。裁判所により3つの命令を創設するといったことを前回まで御議論いただきましたが、その点のイメージについて少し補足したのが27ページ目でございます。命令①開示命令と、命令②・③アクセスプロバイダの特定及びログの消去禁止の命令、この2つのプロセスが想定される場所ですが、この2つのプロセスは同時並行で進められることが想定されまして、アクセスプロバイダが特定できた場合に、速やかにコンテンツプロバイダへの開示申立ての手續にアクセスプロバイダも途中で加わって、最終的にアクセスプロバイダ、コンテンツプロバイダが一体として開示命令を受けるといった流れが想定できるのではないかとということも補足させていただきました。

また、他方で、アクセスプロバイダは必ずしも特定できない場合も考えられるため、現行制度に類似のコンテンツプロバイダとアクセスプロバイダからそれぞれ開示を受けるといった二段階のプロセスをたどる余地も残しておくなど、一定程度柔軟な運用を確保することも必要ではないかということも追記させていただきました。

28ページ目をお願いいたします。ここはアクセスプロバイダの特定について様々な課題があるというこれまでの御意見について追記しております。例えば2ポツ目のMVNOの存在ですとか、3ポツ目、接続先IPやポート番号といったものも適切に提供することが必要であるといった課題を書いております。

4ポツ目は、誰が特定主体になるのかという議論でございますが、仮に裁判所が特定作業を行うとした場合には、委員の選任等に時間がかかってしまうという課題が考えられるという点も追記しております。それらを踏まえまして、5ポツ目ですが、コンテンツプロバイダを特定主体と想定しつつ、あとはヤフーさんからも御指摘いただきましたが、様々な関係者がノウハウ共有を行える場が必要ではないかというような論点を追記いたしました。

下の提供命令と消去禁止命令の発令要件については、これも前回御議論ありましたが、現在の明白性要件を求める開示要件よりも一定程度緩やかな基準とすることが適当ではないかという論点を追記しております。

続きまして、31ページ目お願いいたします。当事者構造についてですが、やはり現行制度と同様にプロバイダが当事者となる構造を維持する場合に発信者の意見をしっかりと確認しておくことが重要ではないかというような、3ポツ目について追記しております。

さらに33ページをお願いいたします。発信者の権利利益の保護として、意見照会についてかなり大幅に追記しております。まず、発信者の意見のプロバイダを経由した反映というところの2ポツ目でございますが、例えば現行法の意見照会義務を維持しつつ、不開示の場合には、その理由を聞くといった方法が考えられるのではないかと追記いたしました。

また、3ポツ目は、やはり意見照会が濫用される場合に、それをどのように防止すればいいのかという論点で、4ポツ目では、裁判所が開示要件を満たすという心証を得た段階で裁判所がプロバイダに意見聴取の囑託を行うといったものが考えられるのではないかと御意見を前回いただいたかと思っております。これにつきましては、発信者への萎縮効果やプロバイダの負担といった点では一定のメリットがあるものの、仮に開示手続の初期にプロバイダが発信者の意向を十分に確認していない場合には、被害者・プロバイダ双方にとって不利益となる可能性もあるのではないかと書かせていただいております。

他方で、最後5ポツ目でございますが、現行法上も意見照会を行わなくてもよい特別な事情については法律で規定しておりますが、そのような場合をプロバイダがしっかり判断して不必要な意見照会を行わないようにするためにはどのような方策が考えられるかという論点を追記しております。

34ページ目をお願いいたします。こちらは発信者の直接的な手続保障について記載しております。1ポツ目ですが、発信者が望む場合や、プロバイダが不熱心な応訴態度を取った場合の対応として、裁判所に書面により意見を提出できるための方法などが考えられるのではないかと。また、その際、発信者・プロバイダ・裁判所のうち、どの主体が匿名性を保持する責任を負うことが考えられるかといったことを追記しております。

2ポツ目ですが、匿名で手続関与を認める方法については、やはりハードルが高いのではないかと指摘ありましたので、その点を追記しております。

さらにページ数飛びまして、41ページ目をお願いいたします。こちらは新たな裁判手続の濫用の防止についてでございます。2ポツ目が新たな追記箇所でございます。先ほど案2と申し上げました、請求権を残して非訟手続と訴訟手続を併存させる場合には、非訟手続であっても、異議がなく開示可否が確定した場合には既判力を生じさせるような制度

設計が可能でございますので、そのような形で濫用的な蒸し返しを防止することができる
と考えられるかどうかといった点を追記いたしました。

さらに43ページ目、海外事業者への対応でございます。まず、2ポツ目でございます
が、発信者を特定するための命令について、アクセスプロバイダの特定主体が仮にコンテ
ンツプロバイダにお願いするという形を取る場合には、やはり大手の海外コンテンツプロ
バイダも参加する形で、関係者間でノウハウ共有を行う場を形成することが必要ではない
かといった点を追記いたしました。

また、3ポツ目でございますが、先ほど追記を御説明いたしました、開示判断を非訟で
はなく訴訟で行う場合の手續を想定いたしますと、仮に海外コンテンツプロバイダに対し
ても訴訟が必要な場合、送達が必要となりますので、ここに時間を要するではないかとい
う課題について追記をいたしました。

最後のページでございます。45ページ目をお願いいたします。裁判外開示でございま
すが、2ポツ目に追記をさせていただきました。こちらは中間とりまとめにも書かせてい
ただきましたが、やはり民間の相談機関の充実ですとか、裁判事例のガイドラインの集積
といった方策も含めて、改めて裁判外開示の促進方策としてどのように考えられるか。

また、括弧の中で、先ほどヤフーさん、LINEさんから御説明があったとおり、現在
裁判外で開示されているものは、意見照会で発信者の同意が得られた場合というのも一定
程度存在するという御指摘もありましたので、その旨についても追記をしております。

非常に駆け足でしたが、説明は以上とさせていただきます。

【曾我部座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただいた内容につきまして、構成員の皆様方から御意見等
をいただければと思います。従前どおり、資料中の項目に沿って何回か時間を区切って議
論いただければと思います。それから、最後にまとめて全体に関する自由討議の時間も設
けさせていただきます。

なお、本日御欠席の垣内構成員及び前田構成員から事務局宛てに事前コメントをいただ
いております。前田構成員からのコメントは、発信者の権利利益の保護の場所で私から代
読させていただきますが、垣内構成員のコメントは議論全般に関する非常に詳細なコメン
トでございまして、ちょっと分量の関係で、この場での代読は控えさせていただきますが、
構成員の方々に配布させていただきましたので、御議論において適宜御参照いただけると
幸いです。垣内構成員からのコメントにつきましては、追って適宜の形で公にさせていた

だくというつもりでございます。

ということで、まずは最初の1のところでは、ログイン時情報の取扱いにつきまして、御質問、御意見をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。今すぐ特になければ、取りあえず次の点に移って、後ほどまた全体のところでコメントをいただくというような形にさせていただきますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、差し当たり次の2のところに関心したいと思います。2の請求権構成について、それから3の新たな裁判手続（非訟手続）についてのうち、①裁判所による命令の創設、ログ保存に関する取扱いを含むについて御意見、御質問をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

上沼構成員、お願いします。

【上沼構成員】 上沼です。14ページの請求権構成については、今までの御議論を考えると「加える」形が望ましいと思っております。というのは、争点に関する立場の対立が権利侵害が明白であるケースと、権利侵害の明白性がまさに争点となるケースを前提にしているかに拠っているのではないかと考えられます。とすると、それぞれの事案に応じた柔軟な手続ができるというのが最も望ましいと考えられるので、そうであれば手続の種類を増やして、がっつり争うものはがっつり争っていただいて、そうでないものは速やかに開示ができるようにするというのが本件では望ましいのかなというふうに思います。

先ほどのヤフー様からの説明でも、開示命令が出て争われるケースはあるのだとすると、開示を受けるプロバイダの側でも、簡単に開示ができるものと、そうじゃないものとの区別を意識されているということだと思いますので、加えてというのが望ましいかなと思います。以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

では、北澤構成員、お願いします。

【北澤構成員】 北澤です。同じく14ページの請求権構成のところ、恐らく私が前々からお話しした内容というのが2ポツ目のところ、やはりログ保全について迅速に行い、実際の最終的な開示判断については訴訟手続が望ましいという話だと思うんですけども、その観点からすると、1ポツ目の案1と案2を比べれば、当然案2のほうが訴訟による道が残るというわけですから、案1と案2を比べれば、案2のほうが私の考えに近いのかなというふうに認識はしております。

この中で、②で請求権を持つという被害者の地位が現行法と同程度に確保される、これは案2の場合、御指摘のとおりかと思うんですが、一方で、今の発信者の地位が変わるといふ側面というのは無視できないと思っています。現行法ですと、あくまでも匿名性というのが本案訴訟の判決で初めて失われるという、そういう制度になっています。これが今後、仮に非訟で開示が認められて、なおかつ先ほどプロバイダ限りで訴訟に移行させるということが前提になっていると思うんですが、ここに発信者の意向がどこまで反映できるかということによっては、要は、発信者としては判決で初めて判断して開示が認めるかどうか結論をつけてほしいという方がいらっしゃると思うんですけれども、その方の意向というか立場というところが失われてしまう可能性がある。当然、今よりも誹謗中傷対策として匿名表現の自由の保障の程度を下げるんだということでコンセンサスが取れるのであれば、そういった制度も整合性はあるのかなと思うんですけれども、私は、そこは慎重に考えるべきだと思っていますので、案2を取るにしても、当然被害者の地位も重要ですが、一方で発信者の地位ということも忘れてはいけないというところは注意をおきたいと思っています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の御発言は、現行でも発信者は当事者ではないわけですが、そういう話ではなくてということですかね。すみません、ちょっと御趣旨を。

【北澤構成員】 今、申し上げたのは、現行制度だと、判決で初めて匿名性が失われる。新しい今検討している非訟の制度ですと、判決よりも、要は訴訟手続よりも簡易な手続で匿名性が失われてしまう。それが今と変わるの間違いはないわけですので、その制度が変わったときに、発信者としては今よりも立場が弱くなってしまふ側面がある。その弱くなることに対して発信者を保護ないし配慮しなくていいのかという観点からの御指摘でした。

【曾我部座長】 なるほど。つまり絶対的明白性要件は変わらないにしても、事実上、保護が弱まるために、その分、手続的な関与を強めるべきであると、そういう御発言ということでもよろしいですか。

【北澤構成員】 はい。おっしゃるとおりです。最終的な権利侵害の明白性の要件が変わらないということが前提になっていると思うんですけれども、最終的な要件が変わらないとしても、それまでの攻撃防御方法なり訴訟活動によって、結論というのはどうして

も変わり得てしまうというのが現実問題としてあり得るので、その観点からです。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、北條構成員、お願いします。

【北條構成員】 ありがとうございます。北條です。今の北澤構成員の意見に対してちょっと私も意見があるんですけども、被害者の地位を今回、現行法と同程度確保されることと、あと発信者の地位をどうするのかという考えだと思うんですけども、発信者の地位というのは、要は明白性の要件もプラスあるし、今回の場合だと、例えば争訟性が高い事案に関しては訴訟手続へ移行する、保障されるということなので、そういう意味でいうと、争いのないところでは簡易な手続にして、争いがあるところは、ちゃんとした従来どおりの判決へ流れるという形になると思いますので、そういう意味でいうと、判決なのか、命令なのか、決定なのかみたいな、そういう形式的な部分で争う、あるいは発信者の地位が変わるとい部分ではないと思っはいるんですね。なので、そういう意味で手続保障も図られているし、争いのある部分というのもきちんと担保されるということなので、そういう意味でいうと、今の新たな制度のほうがある意味被害者の地位が図られることになって、そういう意味ではいい方向になるんじゃないかなと感じた次第です。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の点及びほかの点でも結構ですけども、何か皆様方から御発言ありますか。

では、栗田構成員、お願いします。

【栗田構成員】 栗田です。今、御議論になっている点は、新しい制度において発信者の手続的保障をどのように図るのかにかかっているのではないかと思います。仮に、発信者が異議申立てを行いたいという意向を示せば、全件において訴訟手続に移行するという制度設計にするのであれば、争訟性の高い事案は全て訴訟手続において判断されることになりますから、発信者との関連でも問題はないということになります。これに対して、発信者の意向を示すことはできるが、最終的に異議申立を行うかどうかは当事者であるプロバイダが決定するという制度設計をした場合には、発信者の意向が手続に反映されるかどうか、異議申立てをすべき事案においてきちんと異議申立てが為されるかという問題が生じ得るように思います。

細かい点は、また別のところで議論できるかと思いますが、取りあえずは以上です。

【曾我部座長】 では、北澤構成員、お願いします。

【北澤構成員】 北澤でございます。先ほど北條構成員から御意見をいただいた点とも関連するんですけども、今、栗田構成員のおっしゃったことと重複するかもしれないんですけども、争訟性が高い事案の判断について、理想的にプロバイダと発信者の見解です、例えばプロバイダがこれは争訟性が高いと判断して、発信者も同じ判断であるという、常に同じであるということが前提になるのであれば、確かに非訟とか訴訟にこだわらずにある程度争訟性が高いものは全件訴訟で判断するというのでいいと思うんですけども、恐らく実態としては必ずしもそうではないと思っております、そういう意味で、恐らく今回、垣内構成員から御意見いただいた点とも少し同じだなと思うのですが、今回垣内構成員からご提出いただいた資料というのは、引用してそのままお話ししてよろしいですか。

【曾我部座長】 大丈夫ですよ。はい。

【北澤構成員】 いただいた資料の1ページの(1)の3つ目の黒ボツのところ。「その場合・・・」というところで書かれているんですけども、「非訟手続における開示命令に対する異議申立があくまでもプロバイダを主体とするものであることを考えると」とお書きになっていらして、もしこれを前提とするのであれば、読みますけれども、「発信者側が訴訟移行を求めることについて相当な理由があるような事案においては、そうした発信者の意向が十分に尊重される必要があると考えられます。」という御意見をいただいております、私もこの点については賛成しております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。発生者の権利利益の保護の話に実質的に移ってしまっておりますので、このまま続けさせていただくと、この点について、前田構成員から先ほど申し上げたとおり御意見をいただいておりますので、このタイミングで御紹介させていただきます。読ませていただきます。

発信者は重大な利害関係を有する一方で、アクセスプロバイダは強い利害を有しない場合や知的財産権侵害などの場合では、コンテンツプロバイダと発信者との間で利害が対立することもあり得ると。この点は、現行法でも課題であったと言えるが、非訟手続が導入されれば、より一層問題が顕在化する可能性もある。発信者が強く争うケースは全体からすれば少数であり、争う機会を拡充しても平均的な手続の迅速性を損ねる結果にはならないのではないか。

具体的な対応策としては、現行の意見照会制度を維持しつつ、希望する発信者には直接

裁判所に対して相手方に対する匿名性を維持したまま書面で主張をなす機会を付与することが考えられる。また、非訟手続においては職権探知主義が採用されると思われるので、裁判所が発信者の利益保護が図られるようプロバイダに主張・立証を促したり、発信者からの直接の主張を促したりするなどの訴訟指揮を執ることも考えられる。

書面での主張に限れば、被害者側にも攻撃と防御の機会を確保できる。他方、意見照会が負担となる発生者が一定数いるという指摘もある。ある程度の負担は避けられないが、ログ保全の要件すら満たさないような開示請求の場合は、意見照会が現行法4条2項の特別な事情がある場合に該当することを明確し、過度に発信者に負担が及ばないようにすることは考えられる。

なお、絶対的請求権を存置し、非訟手続から異議訴訟に移行する仕組みを考える場合、当事者に加えて発信者にも異議申立の権限を与えることが考えられる。発信者の権利利益保護がさらに図られることや、プロバイダに熱心に応訴するインセンティブが生じることが期待できる。また、異議申立に際して、プロバイダに発信者からの意見聴取を義務づけるという方策も考えられる。

最後に、以上において発信者が直接手続に関与する場合、自らの費用と責任で行うことが基本となるのではないかと御意見でございました。

引き続き、発信者の権利保護に関して御意見がございましたら、この場で、今のタイミングでお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

では、上沼構成員、お願いします。その後、栗田構成員、お願いします。

では、まず上沼構成員、お願いします。

【上沼構成員】 上沼です。発信者の権利利益の保護は非常に重要とは思っています。ただ、現行の制度でも判決が出たときに控訴するかどうかはプロバイダの判断に任せられていて、幾ら発信者が控訴してくれと言っても、必ずしも控訴されることは担保されていないという点を考えると、どこまで御本人の意向を反映させるための仕組みが必要なのかというのは一定程度考慮の余地があるのかなと思います。

特に手続の関係で申立ての濫用の話に焦点が当たっておりますが、異議に関する話をするのであれば、異議申立権の濫用の可能性だって十分あり得るはずであり、この点については両サイドから検討する必要があると思っています。

実際のところ、もちろんコンテンツプロバイダさんによって対応があるとは言うものの、先ほどヤフーさんの説明等を伺えば、争訟性があるというケースについてプロバイダはき

ちんと対応されているということだと思いますので、争訟性のある手続についてがつつり争う道が制度的に担保されており、かつ、発信者の意見が反映されるための仕組みについては、今のところ意見照会があり、これにより、ある程度整備されているのではないかなと思います。

あと、さらに考慮するとすれば、前田構成員がお書きになっているように、さらに本人がどうしてもという場合に発信者本人の意向を反映させる方法です。濫用を防ぐための仕組みとしては費用を請求するしかないのかなというふうに思っています。そういう意味で、実際の制度としては難しいかもしれませんが、前田構成員が最後に書かれている、自らの費用と責任でさらに手続を続けるための制度がもし整備されるのであれば、本当に争いたい発信者としては争う余地が十分あると言えるのではないかなと思っています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

続きまして、栗田構成員、お願いします。

【栗田構成員】 栗田です。まず、上沼構成員から先ほど御指摘のあった点ですが、一旦、訴訟手続で開示の可否を審理された上で控訴するかどうかと、そもそも訴訟手続で審理される機会を得られるかどうかは分けて検討すべきだと思います。

ただ、御指摘にもありましたように、仮に異議申立を行うかどうかについて、プロバイダが発信者の意向に拘束されるといたしますと、例えば、誹謗中傷やその疑いのある投稿を何件も行っている発信者が、その全件について異議申立てを希望する場合には、プロバイダは全件について異議申立てを行わなければいけないことになります。そうした制度が適切かどうかは議論の余地があるかと思いますが、また、これとは逆に、プロバイダが発信者の意向に拘束されないとすると、訴訟対応ができるきちんとしたプロバイダは発信者の意向を酌んで異議申立てを行ってくれるかもしれませんが、零細な事業者等では、発信者の意向があっても対応してくれないおそれがなお残るのではないかと思います。このように、異議申立てをするかどうかという場面に措いて、発信者の意向をどのように反映させるかには非常に難しい問題があるかと思いますが。

また、費用の請求に関してですが、特に発信者と直接の契約関係があるアクセスプロバイダとの関係では、契約による処理も不可能ではありません。例えば、繰り返し異議申立てを行うような発信者に対しては、契約上、費用の負担を求める旨の合意をすることもあり得るわけです。そうすると、制度上、発信者が常に費用を負担しなければならないとい

う設計にすることは、少し慎重に考えるべきではないかと思います。

それから、【資料8-3】33頁の5ポツ目ですが、すみません、スライドをめくっていただいてよろしいでしょうか。裁判所からの意見照会の手続についてまとめていただいているのですが、これは、少なくとも私が想定していたものとは少し違います。この点、について、補足説明をさせていただきたいと思います。

ここで書かれているのは、現行法4条2項のプロバイダの意見聴取義務を廃止する前提の議論ではないかと思います。特に後半はそうです。しかし、前回の研究会で私が申し上げたのは、開示命令を発令する際には必要的に裁判所による意見照会を——例えば、プロバイダを介して——行うという制度であり、現行法の規定するプロバイダの意見聴取義務は存置することを想定しています。また、意見照会にあたっては、書面の提出によることを広く認めてよいと考えています。したがって、この制度を採った場合には、裁判所が開示命令の発令に際して必要的に意見照会を行う場合、裁判所が必要を認めて任意的に意見照会をする場合、プロバイダが意見聴取義務に従って意見聴取をする場合という3つのルートで発信者の意見が裁判所に提出され得ることになります。

なお、書面の提出については、垣内構成員の御意見にもあったと思いますが、例えば、発信者の住所氏名等と意見の内容とを別紙とし、意見の内容のみを記載した書面のみを公開するような手続を設けることによって、匿名のままで裁判所に意見を提出することもなお可能であって、書面による意見照会の手続は十分に採用の余地があるかと思います。

長くなって申し訳ございません。以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、若江構成員、お願いします。

【若江構成員】 ありがとうございます。若江です。ちょっと栗田構成員の意見にかぶるところがあると思うんですけども、先ほどの上沼構成員の御意見では、今も控訴に発信者の意向が反映されるわけではないので、新しい制度でも、異議訴訟の移行に発信者の意向を反映させる手立ては必ずしも必要ではないのではないかというお話だったと思いますが、今回は、一度は公開の法廷で議論される現行制度とは異なり、訴訟ではない中で、非訟で完結してしまうかもしれない場合について、そこから異議訴訟の道が開かれるかどうかという話なので、少し事情が違うんじゃないかなというふうに思っておりまして、異議訴訟に移行するために発信者の意向を反映させる何らかの制度的な担保が必要だというふうに思います。

現状を見ても、がっつり防御したいと思っているような真面目な発信者とか、信念に基づいて発信していて、どうしても匿名性を守らなければいけないというような人は少ないかもしれないし、多くは迅速に開示したほうがいい事例なのかもしれないと思うんですけども、でも少ないからといって、その少ない人たちを守る制度がなくていいということにはならないと思います。なので、発信者の手続保障というのは厚くしていただきたいと思っています。

あと、発信者に負担、前田構成員の話で異議訴訟に移る場合に発信者に負担を求めるという意見があったんですけど、それについては慎重であるべきじゃないかなと思います。場合によっては訴訟費用を負担する覚悟がないと匿名発信ができないというような社会を作り出すことにもなりかねないと思っています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の点、発信者の権利利益……。

では、上沼構成員、お願いします。

【上沼構成員】 正当な匿名表現は保護されるべきだと思いますが、多分、どこまでが匿名表現として正当な保護を受けるべきかが重要なのだと思います。発信者の利益に関して言いますと、現行制度でも、意見照会が来たときに代理人を立てる発信者がいらっしゃるといことでしたので、本気で争いたい方は代理人を立てて、その旨をがっつり争ってくれと言うこともできるのではないかなと思います。代理人を立ててがっつり争ってくれと言っているにもかかわらず、当事者であるプロバイダがそれを無視するということはさすがに運用上考えにくいのかなというふうに思いますので、そういう意味で言えば、本当に運用の中で保護されるべき発信者の利益というのは保護されるようになるのではないかなというふうに私としては考えています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そうしましたら、鎮目座長代理から御意見をいただいておりますが、鎮目座長代理に御発言いただいて、一旦この論点はそれまでとして、次の論点に移りたいと思います。ということで、鎮目座長代理、よろしくをお願いします。

【鎮目座長代理】 学習院大学の鎮目です。お時間いただきありがとうございます。

ほとんど議論は出尽くしているかと思うので、あまり付け加えることはないのですが、案1と案2の対比に関しては、事務局に非常に精密に整理していただきまして、私は、案

2が妥当なのではないかなと考えておまして、その上で発信者利益の保護をどの程度図るかということかと存じますが、権利侵害の明白性要件が維持されることですし、それで基本的に発信者利益の保護は十分という考え方もあり得るかとは思いますが、先ほど北澤構成員から御指摘がありましたように新たな裁判手続について、迅速性を重視して匿名表現の自由をある程度引き下げるといふ制度設計になる。そういう側面があるのであれば、発信者利益の保護を手厚くするという形でバランスを取っていくという考え方も理屈としては十分支持し得るかなと考えております。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の発信者の権利利益の保護の話は、資料で申しますと31ページ以下、あるいは33ページぐらいの話なんですけれども、その前の部分ですね、例えば14ページ以降から30ページぐらいまでのところで、もし御意見、御質問がおありであれば、今、この場でお出しただければと思いますけれども、いかがでしょうか。請求権構成についてとか、あと具体的な命令①②③のプロセス等々につきましてというあたりです。

では、北澤構成員、お願いします。

【北澤構成員】 北澤です。18ページの部分なんですけれども、ここで、2ポツ目で非訟手続の利点というものが挙げられています。そのうちの②の中で、非訟であれば裁判所が一定程度後見的な役割を担うと、恐らくこれによって、例えばもしもプロバイダ側がちゃんと熱心に応訴してくれないときに、裁判所が後見的な役割を担うことで最終的に適切な結論を導くことができるのではないかと、そういったことが趣旨なのではないかと思っているんですが、具体的に実務的なところから見た場合に、例えば、今仮処分とかですと、証拠調べ方法が限定されているわけですので、基本的に陳述書ベースで審理がされている。例えば「書かれていることは事実無根です」という陳述書が出ると、それを根拠に開示の発令が出るということが非常に多い。

ただ一方で、審理を対応していると、陳述書に書いてある内容と客観的事実がずれているという内容、これはたまたま私が探して分かったみたいなケースが実はそんなに少なくなくて、そういうケースがまさに陳述書の信用性が真正面から争いになっていて、日頃仮処分をやっていて尋問したいなと思うケースは結構あるんですね。そういったケースで果たして、何らかの形で陳述書の証拠力が重要な争点になった場合に、裁判所が一定程度後見的な役割というところがあるんですが、もし非訟で尋問等ができないということになっ

てしまった場合に、例えば裁判所のほうが後見的に、「これは訴訟でやるべきじゃないか」ということをある程度してくれるのかというところ、理想的にはしてほしいというのが私の意見なんです。現実的にはなかなか難しいだろうなというのも一方であって、この点は制度設計の上で検討していただきたいなと思っています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

では、清水構成員、お願いします。

【清水構成員】 清水です。今までの話とは全く異なる話で、ヤフーさんからの資料の7頁で指摘があったところなんです。削除と開示手続が一緒にされることが多いと指摘されております。私の実感としてもやはりそうでした。一緒に行うことというのは非常に多いです。この新たな裁判手続の中で、開示請求する場合に何か付随的に削除の請求もできるような制度設計に、もしできるのであればしていただきたいなと思っています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の点、事務局のほうで何かもし考えておられることがあればいただけますか。特には。

【中川課長補佐】 そうですね。ちょっと今の段階ではあまり、そもそもこの議論、削除をスコープにしてこなかったこともあって正面から考えているわけではないんですけれども、何回か御意見いただいていますし、考えてみたいと思いますが、すみません、現段階でコメントは難しいかなと思っています。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

ひとまず、特におありでないというか、いいですか。ということであれば、あとは3のところ、31ページ以下のところで、発信者の権利利益の保護以外の点ということにまずはなるかと思えますけれども、その辺りにつきまして御意見がございましたら、よろしくお願いします。

当事者構造のほうで若干今までも御議論ありましたが、その後、権利利益の保護、それから開示要件——開示要件につきましては、割とコンセンサスがありますかね。あと濫用防止ですかね。あと海外事業者への対応といったあたりですかね。最後、裁判外（任意）開示についてというあたりも含めていかがでしょうか。

では、上沼構成員、お願いします。

【上沼構成員】 任意開示の点で、実は、先ほどヤフー様が任意開示のための仕組みの

ようなお話をちらっとお話しされていたと思います。先ほどのヤフーさんの資料だと、統計数はともかくとして、一定割合、争いに行って、その一部、開示の命令が裁判所で認められて、その残りは認められなかったというようなお話をされていたと思うんですが、任意開示のための情報共有とか枠組みづくりでどういようなものを期待されているのかというか、個別具体的な事案ごとに結構違うと思うので、どういようなものを想定されているのか、というのをもし今お聞きできればいいなと思って。

【曾我部座長】 これは事業者様のほうにということですかね。

すみません、では、突然振って申し訳ありませんけれども、ヤフーさんとLINEさんのほうに任意開示を促進するための枠組み等々について、もし御意見等があればお願いしたいということですが、いかがでしょうか。まず、ヤフーさん。

【ヤフー株式会社（畠山氏）】 ヤフーです。SIA、セーファーインターネット協会というところの検討会において、民間相談機関として、まさにどういった役割で任意開示の促進に向けて貢献できるかというところを議論しているものと思います。例えば裁判例において、過去の名誉毀損であれば、誹謗中傷の投稿の中でどういったものが裁判例で開示されているのかというものを集積して、例えばそれをガイドライン化していくことができなにかといった議論がなされていると伺っております。もちろん結論がまだ出ているものではないので、最終的にどういった形になるのか私どもでは分からないところではございますが、そうした任意開示促進の議論をしているというところは事実として把握しているところでございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

LINE様のほうから、もし何かあれば一言いただいてもよろしいですか。

【LINE株式会社（兼保氏）】 LINEの兼保です。まず、事業者としては、そもそもなんですけど、コンテンツパトロールみたいなことをしています。ひどい書き込みは、当社のケースで言えば、当社の利用規約と鑑みて削除しているというような状況の中で、残してもいいんじゃないかと判断されたものがそこに残り、読み書きした人からクレームが来るという構造が大前提にあります。つまり、弊社としてはコンテンツパトロールの際に、それを残してもいいんじゃないかというふうに判断していることになります。

そこに対して、これは権利侵害なんだというふうに読んだ人から意見をいただくということで、私どものやり方としては、そこでもう一度中で、コンテンツパトロールというルールのところにと落とし込むということが事業者としては簡単にできることではあります。

一方で、発信者情報開示によって、名前を明かす、明かさないとか、裁判だというちょっと物騒なステージに行ってしまうということ自体が、何となくサービスを提供している者としては不本意というか、そこに行くまでに何とか収めたいというふうに思っはいます。ただ、不幸にもそこに行ってしまったということであれば、今、皆さんに御議論いただいているようなところに行くんだということが前提です。ヤフー様から今お話があったように、開示できるケースについてガイドライン化するとか、基準を明確にしていくということは、事業者としては判断の助けになろうというふうには思います。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の点、重要な御指摘だと思います。

では、丸橋構成員、お願いします。

【丸橋構成員】 今回の点と、新たな裁判手続においては、非訟なので論点の蓄積が図られない点がある、というのと、関連する意見なのですけれども、18ページの3ポツ目と今の45ページ目の民間相談機関の充実、ガイドラインへの集積、ここがつながるような制度設計が望ましいのではないかと思います。非訟手続とする、裁判所が集約するのかどうか、そういう点にもよるとは思いますが、もし仮に今の東京地裁の9部のようなところに裁判を集約して、年に何回か事業者側と状況をきっちり共有するような場を設けると。そういうことによって一つ一つの判例の公開ではないけれども、相場感というものを裁判所の外と中で共有できるようなのが望ましいのではないかと考えています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の点については、垣内構成員のコメントの中で関連するものがありましたので若干御紹介しておく、非訟事件における裁判例であっても、重要な法律上の論点を含むものについては判例雑誌等で公表される場合があるということですので、非訟事件であれば、全部決定が不可視化されるというわけでもないという御指摘も垣内構成員からいただいております。ということで御紹介しておきます。

上沼構成員、お願いします。

【上沼構成員】 度々すみません。ヤフーさんのガイドラインに関して言うと、テレサ協の発信者情報開示のガイドラインで相当程度裁判例の蓄積がされていて、各プロバイダさんが多分、裁判例を持ち寄っていらっしゃる、一般には公開されていないようなものも結構入っていると思います。ガイドラインとしては非常に詳細なものになっているので、あれでも足りないという趣旨なのかなとも思ったんですが、ヤフーさんのお話を聞く

と必ずしもそうでもないのかなと思いましたが、ちょっとその辺について、今のテレサ協のガイドラインでは足りないという御趣旨なのかどうなのか、もし可能であれば伺えればなと思ったりしました。

【曾我部座長】 テレサ協のものは事例が羅列されている感じのところなんですけど、畠山さん、もし今の点についてコメントがありましたらお願いします。

【ヤフー株式会社（畠山氏）】 ヤフーの畠山です。そうですね、こちらも御指摘のとおり、テレサ協のガイドラインにおいて、もう既に裁判例等の積み重ねもございますし、一定程度ガイドラインとして示されているということは間違いないかなと。これを参考にプロバイダにおいても開示等の判断をするためのまさに材料になっているところではありますので、これが足りないか足りているかというところを議論する方においても、そこはまた議論が必要なところなのではないかと思っております。SIAの検討会においても、当然テレサ協様をお呼びして議論をされているようでございますので、その中で既存のガイドラインにおいて、例えば任意開示が進んでいないのは事実かなと思っておりますので、であれば、それがガイドラインの問題なのか、あるいはほかの点が問題なのか、あるいは問題はなく、そもそも任意開示は難しいのかということも含めて、そこは議論するポイントなのではないかと思っております。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

北澤構成員、お願いします。

【北澤構成員】 北澤です。先ほどからいろいろな事例の蓄積というところが重要というところがあって、私は、これは全く同意見です。結局、誹謗中傷対策というのは、こういった法律とかで全部解決できる話ではなくて、やはり最終的には各ユーザーに対する啓発というところは不可欠だと思っております。啓発するに当たっては、少なくとも裁判例の蓄積、どういった形で法的に判断されるのかというところをある程度体系化していかないといけない。言うは易くということ承知しながらしゃべっているんですけども、やはりその観点は非常に重要だと思っております。

その関係で恐らくこれから細かいところを詰めるという話になるのかもしれないんですけども、現行の仮処分ですと、開示を認める場合の仮処分決定というのは主文だけなんです。理由なしです。現状の9部の運用からすると、却下決定の場合は理由づけをつけて、いわゆる判決と同じような形式になっているので、裁判所の判断なり考え方が分かるというような形になっています。ですので、仮に今後、非訟で開示を認めるというような

制度をつくるのであれば、当然、最終的に匿名性を完全に失わせるというような判断になるわけなので、現行の仮処分のような主文だけで、開示せよだけで終わるとするのは、それは発信者の利益もそうですし、事例の蓄積という観点からもそうなんですけれども、それはよくないなと思っています。ですので、そういった理由づけも、認容・却下、制度設計次第ではひょっとすると棄却という形になるのかもしれないんですけれども、判断いかんにかかわらず、しっかりと理由づけをつけて裁判所の判断を検証できるような、そういった制度設計が重要だと思っています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

丸橋構成員、お願いします。

【丸橋構成員】 今回の件は賛成なんですけれども、多分、非訟手続、新たな裁判手続のうち、最終的なアクセスプロバイダに対する開示命令の部分は、今、本訴でやっていること並みの意見が付されないと、これは実務にとって、あるいは被害者救済、あるいは発信者の権利保障にとって大変な後退になってしまうので、そこは何とかしてもらわないといけないと思います。

【曾我部座長】 ありがとうございます。確かにそうですね。ひとまずこんなところでよろしいですかね。

そうしましたら、全体を通じて自由討議の時間とさせていただきたいと思いますけれども、ヤフーさん、LINEさんへの御質問、既にいただいていますけれども、改めてもしあればということと、あとちょっと今日御議論をあまりいただいているのが、事務局資料で申しますと20ページの実際のプロセスの中身に関しては、前回かなり御意見をいただきましたけれども、今回はあまりないので、もしその辺もおありであればということで、全体の自由討議ということではございますけれども、併せてよろしくをお願いします。いかがでしょうか。

北澤構成員、お願いします。

【北澤構成員】 北澤です。先ほど33ページのところで、発信者の権利というところですかね、ここでたくさん議論がされていると思うんですけれども、このページを含めて3点ほど申し上げたいと思います。

まず1点目、発信者の意見のプロバイダを経由した反映という中の3ポツ目でスラップ訴訟的な濫用のお話があって、濫用的な意見照会を防ぐためにはどのような方法が考えら

れるか。その下の黒ポツ、「例えば・・・」というところで、裁判所が開示要件を満たすという心証を得た段階で意見聴取の囑託を行う方法が考えられると。これは確かに一定の裁判所の判断を間に入れるということで、濫用的な意見照会を防げるかなと思ひまして、同じポツの3行目の途中です。「一定のメリットがあるものの」以下のところで、「開示手続の初期にプロバイダが発信者の意向を確認できないことで、プロバイダは形式的な反論、場合によっては見当違いの反論をせざるを得なくなることで円滑な手続が進まなくなり、被害者・プロバイダ双方にとって不利益となる可能性が高いと考えられる」と御指摘いただいているんですけども、ここは私の感覚とちょっとずれておりまして、今、仮処分でも私もCPの代理人として対応することがたくさんあるんですけども、大体仮処分でも最初から意見照会が間に合うというケースというのはむしろ少ないですね。9部のほうも意見照会が返ってくることを待ってくれるというケースは少ないです。なぜかというところログの保存期限の問題があるので、私はそれはやむを得ないと思っています。もしも返ってきたら保全異議してくださいと、そこで争ってください。一旦発令を出させてくださいという、そういうことが多いですね。

そういう意味で、仮処分では基本的に発信者の回答がない段階で私もいろいろと反論していて、ここで形式的な反論とか見当違いの反応ということで、もし私のしている反論がそういう評価だとしたら、それはしようがないなと思うんですが、ただ一方で、先ほどヤフー様から御指摘いただいたとおり、こういった発信者の意見照会を経ない段階での訴訟活動でも、少なくない数が取下げなり、却下というような形になっていることからいうと、必ずしも発信者の意向を確認できないと、ここに書かれているような円滑な手続が進まなくなるというような弊害が生じるかという点、私はちょっと現場の感覚からすると少し疑問だなと思ひました。

2点目ですけども、一番下の黒ポツ、プロバイダが不必要な意見照会を行わないようにするというところ、これ前回も少しお話ししたかもしれないんですけども、理念的にはまさにここに書いてあるとおりです。やはり明らかに意見照会を行うべきではない事案については、プロバイダの判断で意見照会をしなければ、濫用的な意見照会という弊害は起きないと。ただ、これを実際プロバイダが判断できるかという点、多分難しいんじゃないかなというところがあって、やはりプロバイダも事業者ですから、後々契約者なりユーザーから、全然意見照会が来なかったけど、突然訴訟を受けたと。何で聞いてくれなかったんだというような、そういったクレームというのはどうしても考えないといけな。最

最終的に裁判をやって意見照会をする必要がありませんでしたという判決を取ればいいという話ではなくて、やはりそういったクレームを受けることはどうしても避けないといけないという側面があるので、この最後の黒ポツのところは、実際にプロバイダのほうで対応するのは非常に難しいんだらうなというふうに思いました。

最後に3点目、LINE様から今日いただいた資料の中で、6ページ、新たな手続について②の中で、発信者の権利利益の保護の中で、実際意見照会を行う主体というところを御指摘いただいている、私もここ少し気になっているところがあって、今後、例えば発信者に連絡を取れるというのは、当然コンテンツプロバイダも意見照会ができる場合、先ほどヤフー様から御指摘いただいたようにメール経由で意見照会することもある。一方で、アクセスプロバイダは氏名・住所を持っていますので、郵送なり、そういった形で別のルートで意見照会ができる。要は、同時に複数のプロバイダが意見照会できる状態にある。

この場合にどういう扱いをするのか。発信者からすると、例えばコンテンツプロバイダから意見照会が来て、アクセスプロバイダからも来て、さらに場合によってはMVNOとか入っているとMVNOからも何らかの連絡照会があるかもしれない。電話番号を通じて電話がかかっているかもしれない。こういったものが一遍に来る制度設計にするのか。その場合に発信者として誰に回答しないといけないのか。万が一コンテンツプロバイダとアクセスプロバイダに対して返ってきた回答内容が微妙に違った場合どうするのかとか、そういったところを考えないといけなくなるので、ここは最終的な、ひょっとするとこの場で検討する話じゃないのかもしれないんですけども、制度設計を詰めるにあたり場面では気をつけないといけないなと思いました。

すみません、長くなりました。以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

では、上沼構成員、お願いします。

【上沼構成員】 意見照会の件に関しては、北澤構成員は、大変難しいことをおっしゃっているなと正直思っております、意見照会が濫用的に使われているが、発信者の利益は保護する必要があると言うことになると、双方の両立は難しいのではないかと正直思うところではあります。ただ、意見照会に関して言えば、意見照会せずにいきなり訴訟されたら、クレームとなるのは確かにそうかもしれませんが、最初の段階で権利侵害の明白性がなければ意見照会しないけれども、さらに訴訟が起きたら意見照会するなど運用で工夫できる部分はあると思いますので、濫用の点のご懸念については運用で何とか検討して

いただければなというふうに思うところです。

あと、意見照会の方法については、今検討されている制度ですとコンテンツプロバイダとアクセスプロバイダがある程度一緒に裁判手続を行っていくところが想定されていますので、その中でうまく運用として解消できるのではないかと考えています。というのは、発信者の権利利益の保護は、何らかの形でその主張が裁判手続の中に出てくればよく、それがどこのルートをとるかはそれほど実質的な問題ではないかと考えています。運用なり手続のつくり込みが大変だと思いますが、できないことではないかなというふうに思います。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、北澤構成員、お願いします。

【北澤構成員】 北澤です。ちょっと私の説明の仕方がよくなくて、確かに無理難題みたいな感じになっているかなというか、まさにそこが意見照会の難しいところだと思っています。前の回でも私申し上げたと思うんですが、濫用を恐れて意見照会をなくせというのは全く思っていない、必要なのは間違いない。

そういう意味で、今回の33ページの資料の発信者の意見のプロバイダを経由した反映の4ポツ目、裁判所が開示要件を満たすという心証を得た段階で意見照会を行うということが御提案いただいている、これは一つ選択肢となるのではないかと、一定のメリットがあると書かれてあるとおりで。さらに、その後、ただ、デメリットがあるよということが書かれているんですけども、そこはデメリットは違うのではないかとというのが先ほど申し上げた内容でした。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。今の点、質問なんですけれども、要するに心証が固まった段階で意見を聞いてもあまり効果がないのではないかと、そういう資料の書きぶりだと思いますけれども、そういう点についていかがですか。

【北澤構成員】 私の感覚からすると、ある程度最終的に、今の仮処分でも発信者の意見照会の結果が返ってこない段階で最終的な一定の裁判所の判断が出ている実情があります。そうなってくると、ここに書かれている御趣旨というのは、発信者の回答がない段階でプロバイダが反応してもあまり奏功しないのではないかと、そういう意味合いじゃないかなというふうに受け取ったんですけども、一定の審理を行った段階で、裁判所の心証が決まった段階、少なくとも発信者の意見を聞かなくても裁判所として、これ

は認容の可能性が高いという判断になった場合に意見照会をするのであれば、私が想定している、例えばこのサービスはちょっと私には合いませんでしたというような、そもそも開示に当たらないようなケースで意見照会がされるというケースは防げるのではないかなというふうに思いました。

以上です。

【曾我部座長】 ほかにも御希望いただいているので、一言ですけど、多分このポツは最初の段階ではなくて、心証が固まった段階に初めて意見照会するという手続についての評価だと思う。ちょっと微妙に想定している場面がずれているような感じもしたのですけれども、とにかく御発言希望をいただいていますので、まず、栗田構成員からお願いします。

【栗田構成員】 栗田です。今、曾我部座長がおっしゃったのとほとんど同じことを申し上げますとしておりました。【資料8-3】33頁<発信者の意見のプロバイダを經由した反映>の4ポツ目で書かれている手続は、「裁判所が開示要件を満たすという心証を得た段階で」初めて裁判所がプロバイダに意見照会の嘱託を行い、それ以外の場合には特に意見聴取を行わないという制度を前提としているのだと思います。ただ、裁判所による意見聴取の機会を設ける制度としては現行法が規定するプロバイダによる意見聴取義務は残した上で、——開示命令まで含めて1つの非訟手続とする案を前提としてですが——最終的に開示命令を行う際には必要的に裁判所によるプロバイダに対する意見照会の嘱託等を行うものとする制度も考えられます。この場合には、裁判所を主体とした意見照会の手続が新たに導入されることとなりますが、プロバイダの意見聴取義務は現行のまま存続させることとなりますから、【資料8-3】33頁<発信者の意見のプロバイダを經由した反映>の4ポツ目に書かれているものとは別の制度ということになります。このように、想定されている制度が違うのではないかという点は、曾我部座長の御指摘のとおりではないかと思います。

時間の関係もありますが、あと2点だけ、ちょっと大急ぎで申し上げたいと思います。発信者の利益保護に関しては、例えば、弁護士を立てて争ったり、自ら費用を負担して訴訟手続に移行したりできれば問題ないという意見もあるいはあるかもしれません。たしかに、強い意志を持って発言している人にはこうしたことが当てはまるかもしれませんが、逆に申しますと、弁護士を立てて争う覚悟がなければ、インターネット上で軽々に情報を発信できないということになりかねないと思います。発信者情報開示手続の対象となって

いる発信者はその手続において争えるかどうかという問題とは別に、そもそも応訴負担が生じ、又は費用を負担するおそれがあることが表現の自由に対する萎縮効果を生じるおそれがあり得ることを議論すべきではないかと思えます。

また、LINE様から「スタートアップ」という例を挙げて頂きましたが、プロバイダの中にも、零細事業者やスタートアップの事業者が存在し得ることを考えますと、やはり全てのプロバイダが発信者の意見聴取や意向の反映について誠実に対応してくれるという前提はとれず、発信者の利益の手続的保障について何らかの制度的な手当を用意しておく必要があるかと思えます。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、若江構成員、お願いします。

【若江構成員】 ありがとうございます。意見照会のところは、私も現状の意見照会に、プロバイダによる意見照会に代える、ではなく、加えて、改めて裁判所による意見照会というのが行われるべきだろうなと思えます。その場合、追加の意見照会というのはプロバイダを介してではなく、つまり、発信者の意見が直接裁判所に届く形が望ましいんじゃないかなというふうに思っています。

あと、開示・不開示の決定の際の、透明性確保のことについては、丸橋構成員や北澤構成員がおっしゃるように、開示の場合も不開示の場合もきちんとした理由みたいなものを公開していただきたいなと思っています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。あともう一方ぐらい、事務局から御発言希望ございます。よろしくお願いします。

【中川課長補佐】 すみません、事務局の中川でございます。ちょっと今、曾我部座長に整理していただいた33ページ目の発信者の意見のプロバイダを経由した反映の4ポツ目ですけれども、ちょっと事務局として趣旨を整理させていただきますと、もともとこの4ポツ目は上にありますとおり、濫用的な意見照会を防ぐためにはどうすればいいかという、まず前提で書かせていただいたものですので、構成員の方々から御指摘いただいたとおり、意見聴取義務に加えてというよりかは、意見聴取義務ではなく、意見聴取義務をなくした上で発信者が適宜意見聴取を行うという制度に置き換えるというようなイメージで

書いておりますので、そうしないと発信者の萎縮効果への軽減というのがなされないと
思いますので、義務を残す以上、そういう前提で書いております。

そうした場合には、やはり最初に発信者に意見照会をすることができないと、後段のよ
うな不利益があるのではないかというふうに書かせていただきました。したがって、
例えば栗田構成員などから御指摘いただいたように、発信者の意見照会義務を残した上で、
プラスアルファで発信者に資するために裁判所からの何かしらの意見聴取をプラスで行う
という議論の場合には、次のページの34ページ目にございますように、発信者の直接的
な手続保障、プラスアルファの保障の議論になると思いますので、少し書き方、混乱させ
てしまった部分、事務局としてあると思いますが、そういう整理で33ページ目の4ポツ
目は少し否定的な書きぶりで書かせていただいておりますので、そういう意味では構成員
の皆様方とあまり意識はずれていないのかなと思いますので、少し補足させていただきます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、丸橋構成員、お願いします。

【丸橋構成員】 発信者の意見照会の時期と、誰から照会するか、そして最終的にどう
やって意見と証拠を提出する権利を保障するのかという問題はトータルで考えればいいの
かなと考えておりました、コンテンツプロバイダレベルでベンチャーの場合、対応し切れ
ないで意見照会をまともにしないかもしれないということがあったとしても、今回の新し
い裁判手続で、アクセスプロバイダまで巻き込んだ上で、どこかで必ず発信者の意見はし
っかり取ると。発信者から証拠があるのであれば何らかの形で出してもらうというのがト
ータルなプロセスの中で確保できればいいのかなと、そういう設計が可能なのではないか
なとは思っています。

以上です。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

では、時間の関係もございますので、この辺りで意見交換を終了させていただければと
思います。

なお、まだ追加で御意見がある場合は、事務局から御案内する方法で御連絡いただけれ
ばと思います。ありがとうございました。

それでは、事務局から連絡事項をよろしくお願いします。

【中川課長補佐】 本日も多様な論点につきまして、御議論いただきましてありがとう

ございました。次回会合につきましては、別途事務局から御案内をいたします。

また、事務局ペーパー及び今日お越しいただいたLINEさん、ヤフーさんへの追加の御質問も含めまして、まだ追加で御質問、御意見をいただきたいという場合には、後ほど構成員の方々にはメールにてフォーマットをお送りいたしますので、そこに御記入の上、10月16日金曜日めどで事務局までメールで御連絡いただけると幸いです。

事務局からは以上でございます。

【曾我部座長】 ありがとうございます。

これにて本日の議事は全て終了いたしました。

以上で、発信者情報開示の在り方に関する研究会第8回会合を終了させていただきます。

本日は皆様、お忙しい中、御出席いただきましてどうもありがとうございました。